

ID: 137

担当部署: 教育委員会 生涯学習課 文化振興係

処分の概要	使用料等の徴収		
例 規 名 根 拠 条 項	名寄市民文化センター条例 第7条第1項本文		
例 規 番 号	平成18年条例第107号		
【根拠条文】 (使用料等) 第7条 利用者は、別表第1に定める使用料並びに冷房料及び暖房料(使用料並びに冷房料及び暖房料の算出において、10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。)を前納しなければならない。ただし、教育委員会が後納を認めたときは、この限りでない。 2 附属設備及び備付物件の使用料は、別表第2に定める額の範囲において規則で定める。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 8 月 15 日	最 終 変 更 年 月 日	令和 2 年 7 月 1 日